

市立墓地工作許可基準

1. 墓石、墓碑、墓標、その他付属品を含む工作物一切（以下「墓石等」という）の**高さ**は、巻石を含めた地面から**180cm以内**とする。
図面. 1
2. 墓石等の**横幅**は、巻石の左右の端から内側へ最低**5cm**を空けた寸法を最大とする。 図面. 2
3. 墓石等の**奥行**は、**前面は、9cm以内**に全ての工作物が載らない範囲、後面は巻石の端から最低**5cm**を空けた寸法を最大とする。
図面. 2
4. 新たな巻石を設置する時は、通路及び隣接する墓所等の確定のため、職員及び必要に応じ隣接する墓所の使用者の立会い基に、寸法を確定すること。
5. この工作許可基準に違反した場合、及び墳墓工作申請書に添付された図面どおり施工されない場合は、これら工作物を撤去し原状に復すること。
6. 墓地内の工作を行う時は、必ず墓地内の管理人に墳墓工作許可書を提示したうえで施工し、開始と終了を必ず報告すること。
7. 墓参者の多い土・日・祭日・彼岸・盆・管理人が休みの日は工作を避けること。
8. 墓石等の建立に伴う残土等は必ず施工業者の責任において処理し、墓地内に絶対放置しないこと。また工作で残ったセメント類を墓地内で洗わないこと。
9. 墓石等の施工時、他の墳墓や墓地施設に損害を与えたときは、賠償又は補修をし、現状に復すること。